

## 嫡庶考(2)

―律令・戸籍の嫡子制度を中心に―

胡 潔

はじめに

前稿「嫡庶考(1)―七・八世紀の王室の系譜を中心に―」<sup>1</sup>では、記紀及びそれに先行した帝紀、旧辞にある「嫡」、「庶」の用法を検討し、「嫡子」、「庶妹」、「庶兄」、「庶母」といった嫡庶系名称が古代日本の王室の婚姻の正当性及び皇統の正統性を示すために用いられたことを明らかにした。このような、王家の系譜を語る記紀と時代を同じくしながら、律令国家の綱領として制定された大宝律令、養老律令にも嫡庶制が導入されていた。令制下の嫡庶制、これが本稿の考察対象である。嫡庶制は妻妾制と嫡庶子制の二つの側面を持っており、妻妾制は嫡庶子制の前提である。しかし、これはあくまでも父系社会を基盤に形成された嫡庶制を見る時の視点であって、一個の外來制度として上から持ち込まれた場合、受容側の社会状況によって、両者の関係も機能も変容せ

ざるをえないのである。現存している養老令を見ても、妻妾関連の条文が戸令に集中しているのに対し、嫡庶子関連の条文は撰叙令、継嗣令に集中している。両者は戸令応分条、儀制令五等親条、喪葬令服紀条を除いては殆ど重ならない。概して言えば、妻妾関連の条文は、当時の離合自由な結婚風習を是正するために導入されたもので、嫡庶子制は律令国家の中樞をなす官人機構の整備のために取り入れられたものだといえよう。古代日本の妻妾制度については、かつて関口裕子氏によってその不在が明らかにされており<sup>2</sup>、拙著においても、唐制との比較が行われている<sup>3</sup>。従って、本稿では主に令制下の嫡庶子制を中心に考察する。

これまでは古代日本の嫡子制度に関する研究が多く、見解も多岐にわたっている。嫡子制度は、天智朝以来の内乱を避けるため、皇位継承における嫡子相続制の確立を望んだ貴族層全体の意向だ

とする見解<sup>4</sup>、大宝律令の制定の段階に至って、官位相当と蔭位の結合により、有位者の特権維持の制度が整った継嗣令の構成自体は蔭位が中心だとする見解<sup>5</sup>、また、大宝令の嫡庶制度は理念上のもので、養老令では律令国家が意図的に官人出身法を通じて嫡庶の格差をもちこみ、さらに家の嫡嫡相承の相続法の確立を目指す大宝律令を蔭の継承に組み替えたとする見解<sup>6</sup>などがある。確かに嫡庶子制の導入について、こうした内側からの視点が必要である。しかし、嫡庶子制が一個の外來制度として、その父系理念がどのような過程を経て、古代日本社会に受容されたのか、またどのような機能を持たされたのかについて、比較的視点から見る必要もあるのではないか。本稿ではこのような視点から、用語の選択、条文選択から嫡庶子制の世襲的性格を明らかにし、日本令制下の嫡庶子制の歴史的意味を考えてみたい。

### 一 用語の撰択と概念の転換

#### ① 唐律令における「承襲」と「承重」

古代中国の嫡庶制関係の史料を見ると、嫡子の存在意義はしばしば「承襲」「傳襲」「襲爵」ともいう)と「承重」「傳重」(「受重」「持重」ともいう)といった言葉で説明されている。「承襲」「傳襲」「襲爵」は、主に爵位の継承に用いられている言葉である<sup>7</sup>。爵位は皇親或いは功業の大なる異姓の者に授与する栄典で、

子々孫々に伝襲されるものである。爵の等級は時代によって異なるが、唐では親王以下県男までの九等級に分けられ、食封授与、永業田授与、課役免除、刑法上の特典などが与えられていた。蓋し唐律令において嫡庶子制に関する条文は殆ど封爵に係した内容である。唐令封爵令では「王公侯伯子男皆子孫承嫡者傳襲」と、爵位の継承を言う時に嫡庶を問題にしており、『唐律疏議』では「立嫡ハ本ト承襲ニ擬ス」と、「立嫡」の目的が「承襲」にあると明言している。唐律詐偽律の「非正嫡詐承襲」条では「諸テ正嫡ニ非ラズ、応ニ襲爵スベカラスシテ襲承スル者ハ、徒二年」と、正嫡でない者の爵位継承に罪を科しており、戸婚律の「立嫡違法」条も「諸テ嫡ヲ立ツルコト法ニ違フ者、徒一年」としている。「王公侯伯子男」の地位の継承を規定する封爵令の特徴は一言で言えば、世襲制である。嫡庶子制は世襲的地位の継承に機能するものだから、爵位継承の文脈の中で嫡庶の別が問題視されることも容易に理解できる。こういった唐律令内部における封爵と嫡庶子制の密接な関係は、これまで見過ごされがちであったが、日本の律令の嫡庶制導入の外的要因を考える上で重要な視点ではないか。

一方、「承重」は、主に礼制用語として用いられている言葉である。『大唐開元礼』の五服制度において、嫡子に対する服の等級が最も重い「斬衰」とされており、その理由は「重其当先祖之正体又將代己為廟主故」と説明されている。つまり、「承重」の「重

は「主持宗廟祭祀之重」<sup>10</sup>であり、嫡子は祖先を祭る宗廟の主の重任を負うのである<sup>11</sup>。祖先祭祀こそ父系の血脈の繋がりを確認する「時」と「場」であって、その祖先祭祀の主となる嫡子がまさに父系の正統なる継承者なのである。

要するに、唐制では嫡子の継承する客体が、①爵位など世襲的政治地位、②祖先祭祀の祭主たる地位の二つとされている。爵位の継承は特定の貴族階層の嫡子に限定されていることは言うまでもない。ただ両者は継承内容が異なるものの、共通したところは世襲と嫡庶区別を原則とする点である。一方、家財分割が行われる場合、嫡子に特権はなく、「諸子均分」の理念によって、兄弟達と平等に家財の得分を受けるのである。財産分割を規定する唐令応分条に「嫡子」、「庶子」云々がないのはそのためである。このように唐制の嫡子の継承内容を確認した上で、古代日本の嫡子制の導入及びその継承内容を考えたい。

② 日本令における「継嗣」と「承重」

日本の嫡庶子制の基本を作ったのは、継嗣令継嗣条である。この条文は唐封爵令を継受したものである。まず唐封爵令傳襲条と現存する養老令継嗣令継嗣条の冒頭を比べてみよう。

(唐封爵令傳襲条) 諸王公侯伯男、皆子孫承嫡者傳襲  
(日本継嗣令継嗣条) 凡三位以上継嗣者、皆嫡相承。

まず、唐令の「諸王公侯伯男」といった「爵位」保持者が「三位以上」の「位階」保持者にならなれたことが容易に分かる。また用語面の相違として、封爵令の「承嫡者」が「継嗣者」に変えられ、「傳襲」が「相承」に変えられたことも見逃せない。唐封爵令の「承嫡者」は、男系の子孫の中の「嫡系を承ける者」の意で、「傳襲」は先述したように爵位の継承を意味する言葉なので、この冒頭部分は「嫡系を承ける者が爵位を傳襲する」と解される。一方「継嗣」という語は、同じく継承を表す言葉でありながら、意味がより広い。「禮一娶九女。所以極陽數。廣繼嗣。重祖宗者也」<sup>12</sup>とあるように、「男系の子孫」を指す言葉である。「継嗣」に対する養老令の注釈書『令義解』の注釈を見ると、「嗣者子」と、「父」に対する「子」の意に解釈の重点が置かれており<sup>13</sup>、また大宝令注釈書『古記』では、「継嗣者、五位以上嫡子也」とより限定的に解釈されている<sup>14</sup>。この「五位以上嫡子」は、明らかに選叙令の「五位以上子条」つまり蔭位制を意識した解釈である。蔭位制とは父祖の官位に応じて子孫が一定の蔭階に叙される制度である。日本の蔭位制と嫡庶制の関係については後述するが、「継嗣」という用語を考える際、「及諸色蔭補子孫。如無虛假。不計庶嫡。並宜敘錄。如實無子孫。別立人繼嗣。已出補身得者。只許續蔭一人」<sup>15</sup>とある唐制の規定に「継嗣」と「蔭」が一緒に用いられていることも念頭に置くべきであろう<sup>16</sup>。しかし、日本令が「継嗣」と

いう語を選んだ本当の理由は「蔭性の継承」を表すために、具体的に爵位継承を表す「傳襲」よりも抽象的で意味の広い「継嗣」の方が好都合だからではないかと考える。

「継嗣」のみならず、「承重」という語も蔭位の継承の意味に転用されている。先述したように、唐律令、唐礼において「承重」は祖先祭祀権の継承に用いられている。しかし、日本令における「承重」の用法を見ると、継嗣令定嫡子条に「其嫡子有罪、不<sub>レ</sub>承重者、申牒所司、驗実聴更立」とある所の「承重」について、『古記』は、「承<sub>レ</sub>重。謂説ニ祖父之蔭一承継也」と解釈されている。『古記』が言う「蔭」はいうまでもなく蔭位制により得られる位階のことを指している。つまり、「承重」の「重」の本来の意味は「祖先祭祀の重任」から、「祖先との繋がり」、「祖先の後を継ぐ」といった抽象的な概念を媒介に「蔭位」即ち官人出身法に転用されたのである。このような用語の選択から、日本律令の制定者が想定している嫡子の継承の客体は、爵位や祖先祭祀ではなく、蔭位であったことが分かる。継嗣令が想定した継承の客体は蔭位だということとは夙に先学によって多く指摘されたところであるが、用語選択からみても裏付けられる指摘である。

## 二 嫡庶子制の再構築

### ①「立嫡」における「嫡子」と「嫡孫」について

日本令の継嗣令には、①皇兄弟子条、②継嗣条、③定嫡子条、④王娶親王条の四条が含まれている。継嗣条は大宝令と養老令の間に改変が見られるので、ここに中田薫氏によって復元された大宝令継嗣条全文と養老令継嗣条が新たに加える部分を掲げておく（一）内は養老令が新たに加えたり改えたりした部分）。

凡八位（三位）以上継嗣者。皆嫡相承。若無嫡子。及有罪疾者。立嫡孫。無嫡孫。以次立嫡子同母弟。無母弟。立庶子。無庶子。立嫡孫同母弟。無母弟。立庶孫。（四位以下。唯立嫡子。謂。庶人以上。其八位以上嫡子。未叙身亡。及有罪疾者。更聽立替）其氏上者聽勅<sup>17</sup>

中田氏の復元案の冒頭部分の「八位以上」の文言の有無について、諸説が分かれており、その議論の焦点が立嫡の範囲にある。即ち、この中田復元案を信ずれば、立嫡の範囲が八位以上の官人に限定されてしまい、当時戸籍に記された庶人の「嫡子」との整合性が問題となる。また『令集解』応分条所引の『古記』に、「問。定嫡子有限以不、答。内八位以上得定嫡子。以外不合」という問答がみえ、もし立嫡の範囲が八位以上という明確な文言があれば、このような質問も出されまいだろうと、疑問を投げかけられた<sup>18</sup>のである。それに対し、戸籍の嫡子記入と継嗣条の「立嫡」とは同一視することができないという宮本氏の反論があり、また『古記』の上記の質問は継嗣条ではなく、応分条の嫡子問題に関して

出されたものだという義江明子氏の指摘もある<sup>19)</sup>。ここで考えたのは「立嫡」の意味である。『令集解』所引の『古記』には「案封爵令、王公侯伯子男身存之日。不為立嫡。亡之後嫡襲爵。庶子聽任宿衛也。襲爵嫡子。無子孫而身亡者除國。更不及兄弟」と、唐封爵令が引用されている。「身存之日、不為立嫡」とは、爵位保有者が生存中に後継者の「立嫡」の手続をしなかったことを意味する文言である。思うに、封爵には食封など多くの特権を享受できる栄典なので、その継承には一定の手続が必要である。『全文』の唐貞元七年(791)三月二十日の勅節文に次のようなひとくだけりがある。

比來食實封人。多不依令式。皆身歿之後。子孫自申請傳襲。伏請自今以後。并今日以前應食實封人。並一年內准式具合襲子孫官品年名。并母氏嫡庶。於本貫陳牒。如無本貫。即於食封人本任本使申牒。如合襲人有罪疾及身死者。亦限一周年內申牒。請立以次合襲人。

これは、令制の規定に依らない食封継承の現状を改正するためにだされたものであるが、爵位継承の場合も同じく手続が求められるのではないか。つまり爵位保有者が「合襲子孫」つまり継承資格のある子孫の「官品年名」と「母氏嫡庶」を持って所司に傳襲の申請をするのだが、この手続がこれまで問題とされてきた「立嫡」の意味ではなからうか。嫡子の身分は妻の長子という生得的

条件によって獲得するものだが、嫡子不在或いは罪などで嫡子の資格喪失の場合も当然ありうるので、それを想定したのは立嫡の順序である。このような「立嫡」の意味と機能を念頭におけば、先に触れた中田氏の大宝令継嗣条復元案の冒頭部分「八位以上」の文言も、応分条所引の『古記』の「内八位以上得定嫡子。以外不合」という注釈も理解しやすくなる。即ち、継嗣条の立嫡の法意が有位官人層の立嫡を促すところにあるのである。養老令になると、「三位以上」に限定するようになったが、ある特定の階層に限定して「立嫡」を求める点では同じである。「立嫡」は制度的な手続を表すことは、次の定嫡子条を見ても分かる。

凡定五位以上嫡子者、陳牒治部驗実申官、其嫡子有罪疾(罪謂荒耽於酒、及余罪戾、将来不任器用者、疾謂廢疾)不任重者、申牒所司驗実聽更立。

継嗣条のこの二条の關係は、前者が「嫡」になる候補者の順位、後者が立嫡の手続と見ることができよう。唐封爵令を継承した大宝令継嗣条は少なくとも字面では唐制を踏襲している。嫡子―嫡孫―嫡子同母弟―庶子―嫡孫同母弟―庶孫という立嫡の順位は、無論中国の父系宗族の宗祧継承―祖先祭祀の祭主身分の継承法に基づいたもので、ここでは単に「嫡」ポストの候補者の順位を決めているに過ぎない。しかし、養老令になると、意味のすり替えが見られる。「四位以下唯立嫡子」という文言が入ると、「嫡」の

候補者順位を決める「立嫡」の意味の上に、三位以上の「立嫡子・立嫡孫」と四位以下の「立嫡子」という階層による差異の意味が新たに加えられたのである。無論養老令のこの文言は、次節で見る「五位以上子条」の内容を想定して付け加えたのであろう。

② 「五位以上子条」に見る嫡庶等級制

養老令選叙令五位以上子条では五位以上の官人の子の出身の特典について、次のような規定がある。

凡五位以上子出身者。一位嫡子従五位下、庶子正六位上。二位嫡子正六位下。庶子及三位嫡子従六位上。庶子従六位下。正四位嫡子正七位下。庶子及従四位嫡子従七位上。庶子従七位下。正五位嫡子正八位下。庶子及従五位嫡子従八位上。庶子従八位下。三位以上蔭及孫。降子一等。外位蔭准内位。其五位以上。帶勳位高者。即依当勳階。同官位蔭。四位降一等。五位降二等

この条文は恐らく大宝令も同文であろうとされている<sup>20</sup>。これも唐制に拠ったものである。『唐六典』巻二に次のような規定がある。

一品子正七品上叙、至従三品子、遞降一等。四品、五品有正、従之差、亦遞降一等；従五品子、従八品下叙。国公子、亦従八品下。三品以上蔭曾孫、五品已上蔭孫。孫降子一等、曾孫

降孫一等。贈官降正官一等、散官同職事。若三品帶勳官者、即依勳官品同職事蔭；四品降一等、五品降二等。郡、縣公子、準従五品孫；縣男已上子、降一等。勳官二品子、又降一等。二王後子孫、準正三品蔭<sup>21</sup>。

唐制では五品以上子孫が資蔭可能であるのに対応して日本令も蔭位可能の範囲を五位以上に行っているが、多くの相違点がある。牧英正氏はかつて両者の違いを、①日本令は唐令より蔭位制の範囲が一代縮小した。②唐令は嫡子孫のみであるが、日本令では、嫡庶の別を設けて、諸子に蔭を受けさせる。③唐令では蔭叙は二五歳から、日本令では二十一歳からになっている。④唐の秀才以下の科擧制による第階がほぼ同等に継受されたのに、唐の蔭階に比べて日本では上位者の蔭階が著しく高くなっている、とした<sup>22</sup>。確かに氏の指摘したように、日本令の蔭位範囲は唐令より一際縮小しているようにみえる。しかしこの両条のうち一つの相違点が看過されている。唐令では「子」、「孫」としたところを、日本令では「嫡子」、「庶子」と変えている点である。この問題をもうすこし詳しく考えてみたい。

牧野氏は、唐の資蔭制では嫡子のみで、日本令では嫡庶の区別がありながら諸子が受けられるとしているが、唐令の資蔭出身法では、少なくとも明文上では嫡庶制と結びついていない<sup>23</sup>。中国歴代の資蔭関係の史料を見ると、早い例に『漢書・哀帝紀』

に「吏二千石以上視事三年、得蔭同產若子一人為郎」というのがある。所謂「任子制」である。元初に書かれた『文獻通考』によれば、前漢、後漢の任子制の例に、父蔭による任官例のみならず、兄蔭による任官例もある。唐になると、資蔭出身法が整備されたが、子、孫、曾孫の区別があっても、嫡庶の区別がない。人数も一定しておらず、多い場合は九人もいた<sup>24</sup>。つまり、唐の資蔭制の等級は、①父祖の官品の高低、②子・孫・曾孫といった世代の差によってなされているのである。そもそも蔭位制は高官の特権であるものの、爵位継承のような世襲的、嫡子単独継承が前提とされる身分の継承と異なるので、嫡庶による制限がない。唐宋以降、蔭位の人数が次第に制限されるようになる。元、明に至り、蔭を受けられるのが一子に限定されると、嫡子が「承蔭」の優先順位の筆頭になったのである<sup>25</sup>。通史的にみれば古代中国の資蔭制は高官層の支持と忠誠を得るための優待策として各時代に用いられたが、科挙制という才覚主義の官人出身によって抑制され、官人制度の主流にはなれなかった。

一方、日本令の五位以上子条は明確に嫡庶子制を取り入れている。そのため、父祖の官位差、世代差に嫡庶の差が加えられることになり、唐制より複雑な構成になった。この意味では、嫡庶子制は官人機構のヒエラルヒーの構築に一役を買っていると考えるが、この嫡庶等級制がいかにして想到されたのか。筆者はやはり

継嗣条の拠り所とした封爵令を重視したい。先述したように、唐の封爵関係の条文では嫡庶がしばしば問題視されている。唐の封爵令を見ると、嫡庶区別の条文が容易に見つかる。

諸皇兄弟、為親王。親王之子、承嫡者、為嗣王、皇太子諸子、並為郡王、親王之子、承恩澤者、亦封郡王、諸子封郡公、其嗣王郡王、及特封王子孫承襲者、降授國公<sup>26</sup>。

この条文は皇親に関する規定であるが、承嫡者と諸子の間には等差が設けられている。嫡庶等級といえば、周で行われた分封制をまず想起されよう。王、諸侯、卿、大夫、士といった政治的ヒエラルヒーを構成する大部分は皇室の宗親であり、それも血縁の親疎、嫡庶の別によって序列されているのである。本を正せば、父系の宗法の「尊尊親親」の理念である。礼法としての喪服制度において、嫡庶間で等級が置かれているのも周知の通りである。従って、一言嫡庶の別と言っても時と場合によって多様に変化するものである。爵位継承に限ってみても、嫡子単独継承は前提であるが、諸侯王の勢力を分裂させ、郡県制を広げる目的とする「推恩裂土」―嫡子には原爵位を継承させ、諸子は一等下った爵位を授けること―によって諸王、諸侯の封国を分裂させる―の政策もあり、また嫡子不在の解決策として「支庶昭封」―嫡子なら原爵位を継承するのに対し、傍系の庶子が継承する場合は一等下った爵位を授けられる―の政策もあったのである。唐になると、資蔭に關

する規定や皇親兄弟に関する規定に見られるように、官品、世代、嫡庶による等級制が整備されるに至った。このような中国の制度発展の動きを念頭におけば、日本の「五位以上条」に見られる顕著な嫡庶等級性も頷けよう。野村忠夫によれば、蔭位制の意図は官人機構の中で貴族官人の諸階層を同じ階層から再生産することにある<sup>27</sup>という。このような意図に合致したのは、唐の資蔭制と封爵制である。要するに、資蔭制の官品、世代の等級性と封爵令にある嫡庶等級性とが結合したところに五位以上条が作られ、古代日本の貴族的官僚制が形成されたのである。

### ③ 応分条にみる嫡庶等級制

唐律令と日本律令の最も顕著な相違は、財産継承である。先述したように、唐制では、嫡子は世襲的地位の継承、祭祀権の継承において特権的であるが、家財分割においては、諸子と平等である。このような諸子均分法は漢代から行われ、唐、宋、明、清に継承されていた<sup>28</sup>。この「兄弟均分」は、「父子同氣」——同じく父親の血を受け継いでいる上、平等である——という父系的理論によって解釈されているが、同居共財制が行われていた中国の家族に相応した分割法として理解すべきである。一方日本令では、一貫して「嫡庶異分」の方針を取っていた。特に大宝令の場合には、強烈な嫡子重視主義が打ち出され、応分条では嫡子の得分が財産

の五十パーセントとされている。これについては、従来諸説があり、日本古来の慣習法として、家父の専有主義に基づく相続とする中田説(1926)、大化前の氏の族長的系譜につながる有力者、地方豪族の世襲の特権的地位の継承とする宮本説(1954)、皇位の嫡子相続と同じように政治的な意図から規定された可能性も強い(関口裕子・1969)とする関口説がある<sup>29</sup>。確かに大宝年間の政治情勢の動きを見ると、嫡系重視の機運にあり、後述するが、大宝年間の戸籍にある嫡子記載を見ても、「父—嫡子」の父子直系ラインが強く主張されていた。このような時代に嫡子に財産の半分も相続させるといふ急進的方針を取っていたのも頷けるが、養老令の段階に至り、その修正が行われた。嫡子の財産相続分は五十パーセントから二十パーセントに減少され、嫡子と同格の財産相続者に「嫡母」、「継母」が加わったが、「嫡庶異分」の方針は変っていない。この養老令の「嫡子二分」の分配法は、唐の食封に関する規定を参照した可能性があることは夙に中田薫氏によって指摘されている<sup>30</sup>。食封とは、律令制の俸禄の一形態で、爵位保持者や高官などに一定の封戸が支給し、その封戸からの租の何割分かを徴収することであるが、唐の食封の相続に関する規定は『唐六典』に見られる。

食封人身没以後、所封物随其男数为分、承嫡者加與一分、若子亡者、即男承父分、寡妻無男承夫分、若非承嫡房、至玄孫



即不在分限。其封物総入承嫡房。一依上法為分、其非承嫡房、每至玄孫準前停、其応得分房無男、有女在室者、準当房分得數與半、女雖多更不加、雖有男其姑姑姉妹在室者、亦三分減男之二、若公主食実封、則公主薨乃停。

食封は子孫に相傳される世襲的性格を持ちながら、嫡子単独相続の祭祀権や爵位と異なり、諸子（女）に分割されるものである。しかし、「承嫡者加與一分」とあるように嫡子と諸子の間に一等差が設けられており、いわば、一般財産繼承と爵位繼承の中間に位置しているものである。養老令が大宝令の急進的嫡系主義を修正する時に、この食封相続条に依拠したのは、ほかならぬこの条文の中間的性格―諸子繼承でありながら、嫡庶異分であること―に注目したのではないかと考える。唐制に理論的根拠を求めるところから、養老令制定者の典範主義が窺えると同時に、嫡庶の得分を修正したものの、あくまで嫡庶異分を徹底させようとする決意も看取される。財産相続における嫡庶異分主義は古代日本の慣習法だと解釈されてきた。確かに、父子同居共産の家族形態の産物である諸子均分法は、父子兄弟の同居の不在、個人所有制の古代日本にとっては異質なものであり、それを改変するには食封相続制のような嫡庶異分主義は格好の典範となったと思われるが、やはり律令国家にとって、官人体制の整備と家族秩序の樹立こそ急務である。財産相続の規定である応分条にも嫡庶制を導入

した真意は、官人制度である蔭位制の嫡庶制との整合性を持たせ、公私両面から王権と父系の秩序を樹立するところにあつたのではなからうか。

### 三 嫡庶子制と父子繼承ライン

#### ① 王位繼承と嫡庶子制

前稿で述べたように、『古事記』には「嫡子」の用例がない。『日本書紀』には二例しかなく、いずれも欽明天皇を指している。記紀の編纂に深く関わった天武朝からみて、欽明は父系の直系の祖先に当たる。欽明を「嫡子」とすることは、欽明―敏達―（押坂彦人大兄皇子）―舒明―天智・天武の王統の正嫡性を主張することになる。周知の通り、天智朝・天武朝は嫡系繼承の理念が強く打ち出された時期である。しかし、その「嫡系繼承」が主張された内容を見ると、嫡庶子を区別する意識が意外と薄く、父子間の「直系繼承」が「嫡系繼承」と認識されたような節がある。天智の繼承者大友皇子が壬申の乱で天武に敗れたことにより、天智―大友の父子直系繼承が頓挫したが、天武も同じく皇子草壁皇子を皇太子に立て、父子直系繼承を図った。しかし草壁太子の死去により、天武の皇后、太子の母（持統）が即位した。持統はすぐには草壁の遺子文武を皇嗣と立てず、一旦高市皇子を皇嗣に擬した。『懷風藻』の葛城王伝によれば、文武の王位繼承が図られたのが

高市皇子の死後であり、その時も異論が唱えられ決まらなかったという。このことから父子直系継承が実際大変困難であったことが窺える。

我国家為法也。神代以来、子孫相承。以襲天位。若兄弟相及、則乱從此興。仰論天心、誰能敢則。然以人事推之、聖嗣自然定矣。此外誰敢問然乎。

葛城王がここで父—子—孫という直系継承の正当性を強調して文武の即位を推したが、嫡庶に関しては殆ど問題にしなかった。文武の正嫡性が強調されたのは、その母親元明の即位の時であった。慶雲四年(707)文武天皇の後を継いで、その母親、天智皇女の元明が即位する。

藤原宮に御宇しし倭根子天皇、丁酉の八月に、此の食国天下の業を、日並所皇太子の嫡子、今御宇しつる天皇に授け賜ひて、並び坐して此の天下を治め賜ひ諧へ賜ひき。…我が王、朕が子天皇の詔りたまひつらく、「朕御身勞らしく坐すが故に、暇間得て御病治めたまはむとす。此の天つ日嗣の位は、大命に坐せ大坐し坐して治め賜ふべし」と譲り賜ふ命を受け賜り坐して答へ曰しつらく、「朕は堪へじ」と辞び白して受け坐さず在る間に、遍多く日重ねて譲り賜へば、…この重位に継ぎ坐す

ここで言う「嫡子」は元明と草壁の間に生まれた文武を指して

いるが、「朕が子」であるから、文武の正嫡性を主張すると同時に元明自身の正嫡性の強調にもなる。ここで主張されたのは「嫡子」と「嫡妻」の王位継承の正当性であって、父系の「嫡系継承」の意味ではない。

ところで、元明天皇の後にその皇女の元正が即位し、神亀元年(725)二月によくやく文武天皇の皇子聖武が即位する。注目したいのがその時の宣命である。

此食国天下は、掛けまくも畏き藤原宮に、天下知らしめしし、  
みましの父と坐す天皇の、みかしに賜ひし天下の業業

「あなたの父である文武があなたに賜った天下である」という元正の文武に対する詔から、文武—聖武の父子の直系継承ラインへの強い意識が看取される。また、聖武が即位すると、「大赦天下。内外文武職事及五位以上為父後者、授勳一級」とした。「為父後者」即ち「嫡子」の官位を一級上げるとは、嫡系主義の称揚であり、文武—聖武系の父子継承の勝利を示すことになるのである。このような父子継承ラインへの強い志向が神亀四年九月に聖武帝の皇子誕生の時にも見られる。同年十一月に行われた産養に「五位以上賜綿有差。累世之家嫡子、身帯五位以上者、別加繩十疋」と嫡系重視の姿勢を示した後、立太子の詔を出した。この皇子は神亀五年九月十三日二歳でなくなつたが、天武—草壁皇子—文武—聖武—基王という父子直系継承への強調は五位以上子の「為後者」、

「嫡子」への優待策を通して主張された点が注目される。このように考えると、文武朝に制定された大宝律令の強烈な嫡系主義も頷ける。律令のみならず、大宝年間に作られた戸籍にも同じ傾向が見られる。

②「家長」・「尊長」について

養老令（大宝令も同文であろう）戸令の戸主条に次のような規定がある。

凡戸主。皆以家長為之。戸内有課口者。為課戸。無課口者。

為不課戸。不課。謂皇親。及八位以上。男年十六以下。并廢子。耆。廢疾。

篤疾。妻妾女。家人。奴婢。

「戸主」になる条件は「家長」とされている。この「家長」の意味について、平安時代に成立した『令集解』にみえる諸注は「家長」＝「嫡子」と理解している点で見解が一致している。

『古記』：問。父不定嫡子死。母見在。以誰為戸主。答以母為戸主。

一云。以法定嫡子。合為戸主也。問。有嫡子幼若。若為処分。答。嫡子幼弱者。猶為以母耳。

『令釈』：若父死。母子見存者。以男為之。又有伯叔兄数人。猶以嫡子為戸主也。

『令義解』：凡繼嗣之道。正嫡相承。雖有伯叔。是為傍親。故以嫡

子為戸主也。

『穴記』家長謂嫡子也。無嫡子立嫡孫。以次立。皆依繼嗣令耳也。

『跡記』問。兄弟同籍。而兄亡。弟在。未知。兄子與弟以誰為戸主。

答。得家人以兄子合戸主。：

大宝令の注釈書『古記』の段階では、戸主になる候補者は、未だ母と嫡子間で揺れていたが、養老令の注釈書『令釈』以降、次第に「家長」＝「嫡子」の説が優勢になり、「繼嗣之道」として説明されるようになった。ここで注目したいのが「嫡子」と「伯叔」の関係である。唐律令における「家長」は、戸政上の用語で、字面通り「一家の長」である。唐律の「家長」の用法をみると、戸籍の脱漏、家族の違法や私入道などの行為があった場合、或いは奴婢解放の許可が必要になった場合の責任者とされていたことが分かる。この「家長」と語義の近い言葉に「尊長」という語がある。唐律の名例みょうれい共犯条に「家人共犯、止坐尊長」とあるのははじめ、律令の条文名だけとってみても「尊長與卑幼定婚」、「謀殺期親尊長」、「毆詈夫期親尊長」、「告期親尊長」などがあり、主に家庭内の乱倫、紛糾の文脈の中で「尊長」が用いられている。即ち、「家長」と「尊長」は同じ意味を持ちながら、「家長」は戸政上の用語であるのに対し、「尊長」の家庭内の長幼関係を表す語である。従って、「家人共犯」の場合は、教育責任を持つ「尊長」の責任が問われるのである。『令集解』の諸注が「家長」と「尊長」の間で

揺れているのは、両国の想定した「家」の範囲が異なるからである。「唐律疏議」では「家人共犯、止坐尊長」の「尊長」を「男夫」と限定し、またその「家人」の範囲を「祖父・伯叔・子孫・弟姪」としている。明らかに唐律令が「戸Ⅱ家」の範囲を基本的に父系三代の同居体と想定しているのである。無論唐応分条の規定によれば、父祖の死後より三年経てば、兄弟間の「分家」つまり家財分割が可能となるため、父系親同居体の規模は必ずしも三代同居に限らない。しかし、男系二世代の同居体にせよ、三世代の同居体にせよ、その範囲内の「尊長」Ⅱ「家長」が年齢順で決められるわけだから、「伯叔」がなる場合も当然ありうる。日本令の戸主条は、唐令戸主条に倣って「戸主皆以家長」というように「家長」の語を取り入れたが、男系二世代以上の同居体がないため、「家長」と「尊長」の意味の混乱が生じたのである。語義に拘る諸注は、一旦「家長」と「尊長」の意味の混乱に困惑の色を示したが、結局のところ、伯叔兄はいても「傍親」であり、嫡子が「家長」になるべしという結論に一致したのである。この解釈法から、明法家達が想定した「家長」の「家」は、父―子直系的な範囲であつて、伯叔をも入れた父系同居集団ではなかったことが言えよう。父系傍系親を排除した父―子のラインで考えれば、諸注の「戸主Ⅱ家長Ⅱ嫡子」の解釈法にも一理ある。

### ③大宝年間の戸籍に見る「嫡子」

大宝二年の戸籍には御野国型（ここではA型とする）と、西海道型（ここではB型とする）の二類型があり、記載形式に差があるものの、男子の持った成人男性ごとに「嫡子」が付けられる、という特徴がみられる。A型は前代からの浄御原令の書式、B型は大宝令以降の書式と言われており、両者の相違もすでに指摘されているが<sup>32</sup>、ここでは主に嫡庶制を中心に見てみる。A型の記載の特徴として、①男女分けて記載すること、②男性グループの中で、嫡子が父のすぐ後に付けられ、「父―嫡子」という父子直系ラインが強調されていること、③一戸のうちに複数の父子直系ラインが並存していることなどが挙げられる。A型の例に示されたように（次頁参照）、この「戸」のうちに、戸主のほかに成人の兄弟からなつており、四人とも皆嫡子を持っている。一戸のうちに四本の「父―嫡子」の父子ラインが内包されている。諸子の年齢からみれば、長男が「嫡子」と記載される記載方針であつたことが分かる。それに対し、大宝令以降の記載方式に基づいたB型（次頁参照）は、まず兄弟型の戸が激減しており、当然の結果として一戸内の嫡子数も減っている。また記載法としても、A型の「父―嫡子」という形を変え、「嫡子」を最下段に記すようになった。その代わり、「嫡子」のほかに、「嫡女」、「嫡弟」といった嫡庶系名称がより複雑になり、「腹」による区別意識が看取される

よくなる。

A型(大宝二年)

五保中政戸県主族嶋手戸口卅 正丁三 少丁二 緑見三 并十八  
次女一 小女五 緑女二 并十二 兵士二 小女子九

下々戸主嶋手 正丁五 嫡子山寸 少丁九 次真山 小女子十六  
次女一 小女五 緑女二 并十二

次百足 小十四 次小足 小四 次稲寸 緑見二

戸主弟小嶋 正丁四 嫡子大庭 小十六 次小庭 小十二 次廣庭 小十  
正丁七 正丁七 正丁七 正丁七 正丁七 正丁七

戸主弟多都 正丁七 嫡子金寸 少丁八 次小寸 小十六 次赤猪 小十四  
正丁七 正丁七 正丁七 正丁七 正丁七 正丁七

次古猪 小十 次猪手 緑見一

戸主弟寺兵士 嫡子広国 緑見一

戸主母県主族古壳 年六十 児加都良壳 年廿 戸主妻県主族新野壳 年廿六  
四次女 四次女 少女 少女 正女 正女

児真嶋壳 年十一 小嶋妻県主族古刀自壳 年十五 児川嶋壳 年十五  
小女 小女 正女 正女 小女 小女

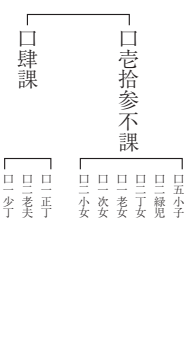
次川内壳 年五 次布知壳 年二 多都妻県主族弟壳 年十二 児麻留壳 年十二  
小女 小女 緑女 緑女 正女 正女 小女 小女

次依壳 年三 寺児伊怒壳 年四 33  
緑女 緑女 小女 小女

B型(大宝二年)

戸主秦部長日 年陸拾參歳 老夫 課戸  
 妻家部須加代壳 年陸拾貳歳 老妻  
 男秦部麻呂 年參拾捌歳 正丁 嫡子  
 女秦部鳥壳 年參拾貳歳 丁女 嫡女  
 孫秦部牛麻呂 年拾肆歳 小子  
 孫女秦部鳥壳 年陸歳 小女  
 孫女秦部阿由提壳 年陸歳 小女 上件三口麻呂男女  
 弟秦部小日 年陸拾壹歳 老夫  
 妻古溝勝伊志壳 年肆拾歳 丁妻  
 男秦部鳥麻呂 年拾捌歳 少丁 嫡子  
 男秦部根麻呂 年拾陸歳 小子  
 男秦部龍 年拾壹歳 小子  
 男秦部羊 年捌歳 小子  
 男秦部犬麻呂 年陸歳 小子  
 男秦部刀良 年貳歳 緑児 上件五口嫡弟  
 女秦部羊壳 年拾壹歳 次女 嫡女  
 外孫田部勝等許太利年壹歳 緑児 羊壳男

凡口壹拾漆



受田式町肆段式百捌拾壹歩 34

嫡庶子制との関連性からみれば、

A型の特徴は、傍系親を含んだ男性グループの結成を強調しながらも、そのグループ内に「父→嫡子→次」の父子直系ラインを視覚的に訴えている点にあり、B型の特徴は記載自体が直系的になっているが、なお一戸のうちに複数の父子直系ラインが存在している点にある、と指摘できる。

④ 養老年間の戸籍にみる「嫡子」

養老年間の戸籍にも「嫡子」があり、大宝年間の記載と比較するため、一例を示す。便宜上、C型とする。

C型の例に示されたように、一戸内に何人もの「嫡子」が立てられるような記載が無くなり、一戸に「嫡子」が一人付されるようになった。嫡子の年齢も大宝年間の戸籍では特に制限がなかったのに対し、養老年間の戸籍で

C型(養老五年)

戸主孔王部黒秦	年伍拾歳	正丁	課戸
妻孔王部多須伎壳	年肆拾伍歳	丁妻	
男孔王部麻呂	年式拾參歳	正丁	嫡子
男孔王部古麻呂	年拾式歳	小子	
妹孔王部加多彌壳	年式拾伍歳	丁女	
合伍口	口參不課 口一平		
戸孔王部龍麻呂	年參拾參歳	正丁	課戸、戸主黒秦弟
男孔王部知麻呂	年伍歳	小子	
男孔王部子知麻呂	年式歳	緑尼	
女孔王部黒壳	年拾歳	小女	
姉孔王部弟阿古壳	年伍拾陸歳	丁女	
女孔王部小黒壳	年式拾參歳	丁女	
弟孔王部麻古壳	年肆拾捌歳	丁女	
合口漆	口陸不課 口一平		
戸孔王部得麻呂	年肆拾式歳	正丁	課戸、戸主孔王部黒秦弟
妻孔王部小大根壳	年參拾式歳	丁妻	
女孔王部阿古壳	年玖歳	小女	
女孔王部諸阿古壳	年陸歳	小女	

女孔王部阿佐壳	年式歳	緑女	
弟孔王部宇多麻呂	年參拾漆歳	正丁	
姉孔王部大根壳	年伍拾壹歳	丁女	
合口漆	口伍不課 口一平		
戸孔王部古尼麻呂	年肆拾壹歳	正丁	課戸、戸主孔王部黒秦弟
男孔王部神	年拾陸歳	小子	
弟孔王部真尼麻呂	年參拾伍歳	正丁	兵士
女孔王部大海壳	年拾壹歳	小女	
女孔王部弟壳	年陸歳	小女	
孔王部刀良壳	老女	神女	
合口陸	口肆不課 口一平		
口式課	口一平		

は基本的に正丁であることを条件としているようである<sup>36</sup>。一戸一人の嫡子という記載に照応したかのように、今度は戸の低位単位としての房戸が独立するようになり、「戸主グループ」―「戸グループ」という記載方式に変わった。その房戸と戸主の関係をみると、大抵「弟」、「従兄弟」などになっており、ちょうど大宝年間の戸籍では一戸に入る傍系親の人達である。即ち、「戸主グループ」―「戸グループ」の記載法によって、一戸内に複数の「父―嫡子」の記載がなくなつたが、大宝年間の戸籍に強調された男系傍系親を含めた父系的親族集団は一つの纏まりとして保たれているのである。

大宝年間の戸籍の両形態と養老年間の戸籍記載を、A型―B型―C型の三段階としてみれば、一戸内に何本もの「父―嫡子」の父子ラインの記載法から一戸一人の嫡子の記載法に変わっていく過程が明瞭に看取できる。古代日本の戸籍記載も中国の戸籍を規範としたものとされている<sup>37</sup>が、嫡庶子が記載される点は、中国の戸籍と異なる点である。戸籍記載に嫡庶子制を導入した律令国家の狙いはほかならぬ一般社会に嫡庶子制を浸透させようとするところにあるが、父子直系より大きい父系同居体を基盤とする中国の戸籍の書式を導入したため、一戸内に複数の「嫡子」が並立する結果となつたのである。父子直系継承の理念を強化しようとする意図と、戸籍の書式記載上の典範主義が衝突した結果だ

と言えよう。この矛盾は「戸主」と「戸」を分ける方針を取った養老年間の戸籍において一応の解決を見ることができると言える。

### おわりに

これまで、古代日本の嫡庶子制を歴史的な脈からその性格、特徴及び歴史的意義について考えてきた。まず用語、条文の選択及び概念の転換から、嫡庶子制の特徴を考えてみた。唐制において爵位継承を意味する「傳襲」が避けられた理由は、古代日本の継承の客体が爵位ではなく、蔭位という政治的特権だからである。また、「継嗣」、「承重」といった用語が選ばれた理由も、これらの用語が容易に蔭位の継承に概念転換できるからである。言い換えれば、蔭位の継承こそ、古代日本人にとって「祖先の後を継ぐ」行為なのである。用語のみならず、条文の選択にも同じことが言える。蔭位を規定する選叙令五位以上子条は、唐の官人特権としての資蔭制度を継承したもので、後継者を規定する継嗣令継嗣条は、唐の世襲的性格を持った封爵令を継承したものである。律令国家が貴族官人の再生産に最適な「蔭位制」を作り出すために、唐資蔭制にある官品、世代の等級性と封爵令にある嫡庶の等級性を一本化し、それに歩調を合わせるかのように財産相続を規定する応分条にも嫡庶子制を導入した。主に爵位や祭祀権の単独継承に機能する唐の嫡庶子制と異なり、日本令制下の嫡庶子制は主に官

職や財産といった実生活と密接に関わる形、さらにいえば嫡庶の別が容易に理解されうる形で示されたところからも、律令国家の、父系観念、父系継承を確立させる意図が読み取れよう。

次に、大宝、養老の両令の応分条に見る嫡子の得分の変化、大宝年間の戸籍と養老年間の戸籍の嫡子記載の変化から、嫡庶子制という制度そのものが整合されていく過程を考察し、さらに当時の王位継承の状況から嫡庶子制の歴史的意義を探究した。大宝令の時代には、王位継承をめぐる政治的意図による嫡子重視主義が提唱され、律令条文や戸籍記載にも急進的嫡子制重視一色であったが、養老年間になると、その修正が行われた。しかし、養老令応分条に見える「嫡子二分」という修正案が依拠したのは、唐制の一般財産相続と爵位相続の中間に位置する食封相続条であった。このことから養老令の典範主義が窺えると同時に、修正を加えながらも官人制、財産相続制及び戸籍記載の全般に嫡庶制を持ち込もうとする律令国家のただならぬ決意が窺える。しかし、当時の王位継承において、「子孫相承」か「兄弟相及」がより大きな問題として横たわっており、嫡庶の問題よりも父子直系継承の樹立こそ急務であった。このような歴史的文脈から見ても、官人制や相続制の嫡庶子制も、父系観念の強化、父系継承の実質化を図るために導入されたものと言えよう。言い換えれば、古代日本の嫡庶制導入の真の狙いは父系、しかも父子直系的樹立にあるのである。

1 『言語文化論集』（名古屋大学）第二九巻第一号 二〇〇七年十一月  
2 関口裕子「律令国家における嫡妻・妾制について」『史学雑誌』一九七二年一月

3 胡潔『平安貴族の婚姻慣習と源氏物語』（風間書房 二〇〇一年）第一章を参照されたい。

4 原島礼二 一九六九年歴史大会報告

5 石井良助「長子相続制」（法律学体系第二部法理学論篇 日本評論社 一九五〇年）

6 関口裕子「律令国家における嫡庶子制について」『日本史研究』一〇五号（一九六九年）

7 唐律の注釈書『唐律疏議』の「承襲」なる語はすべて爵位の継承に用いられており、「傳襲」の用例を見ても、例えば、『全唐文』貞元九年（791）の「冬至大禮大赦制」に「有封爵廢絶。祠廟無主者。宜許子孫一人紹封。以時享祀。自今以後。應有家廟。子孫但傳襲封爵者。並許享祀於廟」とあるように、爵位の継承を指しており、「傳襲封爵」と連用する場合も有る。

8 『唐六典』尚書吏部卷二に「：封爵。凡有九等：一曰王、正一品、食邑一万户、二曰郡王、從一品、食邑五千戸、三曰国公、從一品、食邑三千戸、四曰郡公、正二品、食邑二千戸、五曰県公、從二品、食邑一千五百戸、六曰県侯、從三品、食邑一千戸。七曰県伯、正四品、食邑七百戸、八曰県子、正五品、食邑五百戸、九曰県男、從五品、食邑三百戸」とある。

9 唐律・戸婚律「立嫡違法」条の疏議

10 『儀礼正義』卷二十一

11 滋賀秀三氏の「承重」について（『国家学会雑誌』七一一八—一九五七年八月）によれば、「承重」という語は明清時代になると祭祀相続の意



味を失い、「祖のために重服を承ける」という単なる喪服制上の術語に傳訛したということである。本稿の対象は唐律令の時代だから「承重」の原義―「祖先祭祀の重任」の意味で考える。

12 『前漢紀』第二十四卷

13 『尚書・大禹謨』に「罰弗及嗣」とあるのについて『尚書傳』では「嗣亦世、俱謂子」としている。養老令の諸注はこの「子」の注を引用したようである。

14 『令集解』卷四職員令式部卿の所掌である「継嗣」に関する『古記』の注

15 『全唐文』「禁私賣文書勅」

16 但し、唐の資蔭の方針は、「不計庶嫡、並宣叙録」としており、ここに出てくる「継嗣」も、子孫のいない場合に立てられる「嗣子」のことである。

17 中田薫「養老律令前後の継嗣法」〔法制史論集 第一卷〕岩波書店一九二六年 九二頁

18 今江広道「戸籍より見た大宝前後の継嗣法―特に庶人の嫡子について―」〔書陵部紀要〕五

19 宮本救「日本古代家族法」〔芸林〕七一六 一九五六、義江明子「日本令の嫡子について―戸令応分条の再検討のために―」〔史学雑誌〕一九八〇年八月

20 野村忠夫「律令官人制の研究」(吉川弘文館 一九六七年) 二六一頁

21 『唐六典』卷一吏部郎中条

22 牧英正「資蔭考」(大阪市大法学雑誌二の一 一九五五年)

23 すでに台湾の学者高明士が指摘したように、この「子」は「嫡子」のみではなく、諸子をも指しているのである。ただし高氏によれば唐代では長子が一段高い官位に叙されている例がある。筆者も歴史記録を精

査した結果、いくつかの例があるものの、その多くは、恩恵的で、諸子一同に叙位された場合、その長子が諸子より一段高い官位が叙される例である。これは制度的ものとみることができないであろう。

24 注23高明士前掲書。

25 『元典章』には「諸用應者立嫡長子」とある。明清の法律条文にも同様な表現が見える。

26 『唐令拾遺』封爵令一

27 野村氏注20前掲書

28 金、元の時代では、古代日本と同様に嫡庶異分制が行われた。『元典章』に「応分家財、妻の子各四分、妾の子各三分、姦良人及び婢子各一分」とある

29 中田薫「養老令応分条の研究」〔法制史論集〕第一卷、一九二六年、宮本救「日本古代家族法の史的考察―相続法ヲ中心トシテ―」〔古代学三の四・一九五四年十二月〕、関口裕子「律令国家における嫡庶子制について」〔日本史研究〕一〇五号 一九六九年

30 中田薫「養老戸令応分条の研究」〔法制史論集第一卷〕一九二六年 岩波書店

31 『続日本紀』神龜元年二月四日条

32 川上多助「古代戸籍考」〔日本古代社会史の研究〕河出書房 一九四七年、岸俊男「古代後期の社会機構」〔新日本史講座〕13所収 後に『日本古代籍帳の研究』塙書房 一九七三年

33 『寧楽遺文』御野国加毛郡半布里大宝二年籍より

34 『寧楽遺文』豊前国仲津郡丁里大宝二年籍より

35 『寧楽遺文』下総国葛飾郡大嶋郷戸籍より

36 十四歳から二十歳の男子、即ち少子から少丁の男子の嫡子も何例ある

ので、断言はできないが、恐らく正丁男子を嫡子とする観念が成立したものの、なおかなり緩やかな個人の判断に委ねられたらうと推測できる。

37 曾我部静雄「西涼及び西魏の戸籍と我が古代戸籍との関係」〔律令を中心とした日中関係史の研究〕吉川弘文館 一九六八年 所収